

贊成

(いまがみ)
(おとし)

■前ヶ崎4 1 1地先の交差点の改良工事を求める

|||||

74.39%

■今上落の水害対策のため河道改修などを求める

野党かという立場を離れて、極めて憂慮すべき事態であるはずです。

現代日本の選挙制度、議会制度は、国民主権、ないしは人民主権という民主主義思想を大原則にし、そこに基礎を置いてゐるはずで、この認識が共有されるならば、国民主権を形骸化させかねない現在の小選挙区制は速やかに改められ、民意をより正確に反映する制度に置き換えられべきという主張も、党派や会派を超えて共有できるはずと考えます。

**流山市議会
社民党**

阿部治正はこの4年2ヶ月、平日は毎朝（出張などで市内

通学区変更でまた転校？ マンモス校できめ細かな教育は可能？

疑問や不安が次々 新設小学校計画

● “大規模校を1校だけ” が引き起こす様々な問題

●徹底した情報公開、市民との対話を求めます

遠くても通いたくなるような、何か「特色ある教育」を提供すれば良い。そんな話も聞こえてきます。しかし、学区が変更になる地域の子どもや保護者の全員が魅力に感じる「特色ある教育」とは何ぞや？ それは一種の差別化、特別な教育サービスの提供に他ならず、公教育において重要な公平や平等の理念とは相容れない、逸脱、禁じ手です。



おおたかの森地区での中学校 早期建設求める決議を採択！

A cartoon illustration of a young girl with short dark hair, large expressive eyes, and a friendly smile. She is holding a magnifying glass over her right eye, as if she is investigating or looking closely at something. The character is drawn in a simple, cute style with rosy cheeks.

「建設にあたり相当程度の準備期間を必要とすると考えられるため、早期に学校建設を表明して検討を始め、無理の無い建設スケジュールで進められたい」

「居住の権利」は保障されているか 住宅確保が困難な市民への支援を

住まい得にくい高齢者・子育て世帯・障がいなど持つ市民

●民間借上げの市営住宅は市と市民にとって負担増

「居住の権利」とは、食や衣と並んで住居についても、人々は相当な水準を保障され、その不断の改善を求める権利を有しているという考えです。国連が定めた幾つもの国際条約や宣言において基本的人権として認められ、日本国憲法でも 25 条で生存権を定めてそれを保障しています。

この権利を保障する仕組みの 1 つが、市営住宅などの公営住宅。流山市の市営住宅は、この権利の実現の課題に照らして果たして十分と言えるでしょうか。



流山市の市営住宅は、これまでの「直接建設方式」から、民間住宅を借り上げて市民に供給する「借り上げ方式」へと移りつつあります。その方がコストが安いからというのがその理由。しかし、本当にコストは安いのか。

国が行った試算を見ると、直接建設の方が自治体の負担は少ないことがはっきりしています。国による数パターンでの試算では、5 年後から直接建設の方が収支が良い。残りのケースでも 9 年後、18 年後からは直接建設の方が収支が良いという結果。

何故か。直接建設だと建設費の 45% を国が負担、残りは市債の発行（後世代も含めた負担の平準化）で賄えます。市の負担分は家賃収入で年数をかけながらも回収していけます。しかし借り上げ方式だと、国からの補助は、市が負担する借り上げ料と入居者からの家賃の差額の 2 分の 1 だけ。

借り上げ方式が流行している背景には、自治体や入居者のメリットよりも、国の強い誘導策があります。誘導策の背景には、国として公営住宅に予算を割きたくない、民間の賃貸市場をテコ入れしたい等々の思惑、その思惑に沿った経済政策があります。決して、自然なことでも、合理的なことでもありません。時の政府による、一時的な

経済政策に引きずられた借り上げ方式です。

市は、国の都合による借り上げへの追随ではなく、市と市民に有利な直接方式を追求すべきです。

●住宅セーフティネット法の活用とその拡充を

単身高齢者の増加、若年層の収入減、1 人親世帯の生活困難などが社会問題化。住宅を貸す側は、家賃滞納、孤独死、子どもの事故や騒音などを理由に、そうした人たちに入居拒否感を強めています。それを受けて、2007 年に住宅セーフティネット法が成立、今年 10 月には改正法が施行。

家賃低廉化が条文に盛り込まれず、災害被災者支援が 3 年以内に限られ、公営住宅の役割が軽視されるなどの限界はあります。しかし、住宅の確保に配慮を要する人々を対象に住宅提供を行う必要を謳っています。流山市は、この法に則ってどのような施策を講じているのでしょうか。

国は「地方公共団体の責務」として、「地域住宅計画」を策定し「公的賃貸住宅の整備等に関する事項」を記載するよう求めています。また、自治体は「供給促進計画（※）」を定めることができます。この計画を定めると高齢者、1 人親世帯等々以外に「住宅確保用配慮者」を市で新たに追加でき、また「登録住宅の登録基準の強化や緩和」が可能になります。市でできることが増え、市民サービスをさらに拡充することが可能になるのです。

また国は、「居住支援活動の充実のために、特に市区町村が居住支援協議会（※）に参画することが重要」と言います。自治体やそれが参加する「居住支援協議会」は、登録住宅が国から住宅改修の補助を受ける際にも重要な要件です。また入居者が負担の軽減、家賃低廉化の恩恵を受けるためにも、居住支援協議会があって、その審査を受けることが必要です。さらに、居住支援協議会では、住宅相談サー



ビスの実施や、債務保証制度・安否確認サービス等の紹介、貸主や要配慮者を対象にした講演会等の開催が行えます。このように、流山市が居住支援協議会に参加することは、セーフティネット法を生きたものにするために極めて重要なのです。

法では、市区町村は、「居住支援法人（※）」（家賃債務保証・円滑な入居にかかる情報提供や相談、見守りなどの生活支援を行う法人）を都道府県に推薦することができるとしています。公的な登録を得た居住支援法人が行う家賃債務保証（※）は、入居人を苦しめている「追い出し屋」を排除できます。流山市は、流山地域に身近な居住支援法人を選んで、県に推薦すべきです。

住宅セーフティネット法の概要

<登録制度の創設>

- 県や市が登録住宅に関する供給促進計画（※）を策定
- 空き家などを要配慮者のための賃貸住宅として貸主が都道府県などに登録
⇒構造・設備、床面積の登録基準への適合が条件
- 都道府県などは登録住宅の情報開示を行い、入居に関し貸主を指導監督
- 登録住宅の改修・入居の支援
⇒登録住宅の改修費を住宅金融支援機構の融資対象に

<要配慮者の入居円滑化の措置>

- 居住支援法人による入居相談・援助
⇒居住支援協議会（※）の中核となる居住支援法人（※）を都道府県が指定
⇒同法人による住宅情報提供、入居相談その他の援助
- 家賃債務保証（※）の円滑化
⇒適正に家賃債務保証を行う業者に情報提供、住宅金融支援機構の保険引き受け対象に追加
⇒居住支援法人による差金債務保証の実施

●学校のグラウンドなどに埋めた汚染土の嚴重管理を

2011 年の東電福島原発の爆発事故によって東葛地域に大量の放射性物質が降り注ぎました。そのうちの放射性セシウム 137 は半減期が 30.2 年。東葛地域では子どもが利用する多くの施設で国の目

学校・保育園や住宅の庭に埋めた汚染土 管理とモニタリングは出来ているか

安を超える放射線量が最近も測定されています。校庭に埋めた汚染土が学校行事の中で掘り返されて、国の目安を超える線量が測定される事故が発生しています。汚染物質の管理のためには長い年月を要することが改めて明らかとなっているのです。

小中学校のグラウンドや保育園の園庭などに埋めた汚染土の管理が重要です。市は台帳に基づく管理、放射線量の継続測定をしっかりと行うとともに、



今も国基準を大きく超える市内の線量

に、学校・施設職員の誰もが埋設場所を知ることが出来るようにマップを施設内に掲示すべきです。

●市の指示で住宅の庭などに埋めた汚染土の実態把握を

公共施設だけではなく。一般の家庭でも、市の呼びかけに従って、汚染が著しかった側溝汚泥などを庭などに埋めたままです。埋めた民地は多数にのぼり、世代が変わって情報が引き継がれず、住宅の建て直しなどで掘り返してしまう事も起きています。公共施設用地と同じく、厳重な管理が求められており、市はその作業にしっかりと取り組む責任があります。

剪定枝や草などは、市外の民間事業者事業者が燃料として燃やして 1000 ベクレルほどの焼却灰が発生したことがあります。国の基準の 8000 ベクレルよりは低いですが、原発事故が起きる前のクリアランスレベル 100 ベクレルの 10 倍であり、大変な問題です。流山市が外に出した剪定枝等のその後の処理方法について追跡調査を行うべきです。

（2）除去土壌の処理
除去した土壌については、その発生した場所で保管します。代表的な保管方法として埋設による保管がありますが、下記の表の通り効果を考慮して実施をお願いします。埋設が不可能な場合には、人の立ち入りが少ない場所で保管して下さい。

保管方法の例（埋設）	
・除去土壌を保管するため、覆土層を考慮し、穴を掘ります。 ・除去した土壌は、飛散防止のために、ビニール袋等に入れて下さい。 ・ビニール袋等に入れた土壌を掘った穴に埋めます。 ・穴を掘るために出た土壌をビニール袋等の上に覆土します。	
【参考】覆土による遮蔽効果	
覆土層	低減率
5 c m	5.1%減
10 c m	7.4%減
15 c m	8.6%減
30 c m	9.8%減

原子力災害対策本部：「市町村による除染実施ガイドライン」より

市作成の除染マニュアル

決して他人事ではない近隣市の汚染土掘り返し事故

放射能汚染対策